

第 196 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 5 年 11 月 14 日 (火) 10 時 30 分～
- (2) 場所 岩手県公会堂 26 号室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 12 名 (うち 1 名議案第 2 号より W e b 参加)

会長	南	正 昭
委員	吉 田	敬 子
委員	大久保	隆 規
委員	村 上	秀 紀
委員	石 川	奈 緒
委員	伊 藤	弓 枝
委員	三 宅	諭 (議案第 2 号より W e b 参加)
委員	加 澤	将 (代理 菅 野 賢 斉)
委員	前 島	明 成 (代理 藤 田 正 人)
委員	石 谷	俊 史 (代理 藤 田 一 彦)
委員	山 本	巧 (代理 菊 池 淳)
委員	谷 村	邦 久 (代理 高 橋 紀 彦)

3 議事

○事務局 (都市計画課主幹兼管理開発担当課長)

はじめに、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元に次第、座席表、名簿、岩手県都市計画審議会条例、岩手県都市計画審議会規則、議案書、パワーポイント資料をお配りしています。委員の皆様で不足等はありませんでしょうか。

それでは、ただ今から、第 196 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日の会議でございますが、委員 20 名中 11 名の御出席をいただいております。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達しまして、当審議会は成立していることを報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、岩手県県土整備部、菅原まちづくり担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局 (まちづくり担当技監)

皆様大変お疲れ様でございます。県土整備部まちづくり担当技監の菅原でございます。よろしくお願いたします。開催にあたりまして、私から一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第196回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から都市計画をはじめ、県行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会の内容ですけれども、まず1つ目、岩手県都市計画審議会規則の一部を改正する規則、そして2つ目、釜石市における産業廃棄物処理施設の敷地の位置と2つの議題となっております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任されました新委員の皆様を御紹介させていただきますので、出席者名簿を御覧ください。なお、御紹介する新しい委員の皆様につきましては、お名前をお呼びしますので、着座のまま一礼いただくようお願いいたします。

岩手県議会議員、吉田 敬子委員でございます。

岩手県議会議員、大久保 隆規委員でございます。

岩手県議会議員、村上 秀紀委員でございます。

岩手県市長会会長、山本 正徳委員でございます。山本委員につきましては、本日は都合により欠席しております。

岩手県町村議会議長会会長、鈴木 隆昭委員でございます。本日は都合により欠席しております。

続きまして、関係行政機関から、

東北財務局盛岡財務事務所長、加澤 将委員でございます。本日は代理として管財課長、菅野 賢斉様に御出席いただいております。

東北農政局長、前島 明成委員でございます。本日は代理として農村計画課長、藤田 正人様に御出席いただいております。

東北運輸局長、石谷 俊史委員でございます。本日は代理として岩手運輸支局長、藤田 一彦様に御出席いただいております。

岩手県公安委員会委員長、谷村 邦久委員でございます。本日は代理として岩手県警察本部交通部交通規制課長、高橋 紀彦様に御出席いただいております。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

次に審議に入る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

本日も御参集賜りまして、ありがとうございます。

先週、金、土、日と日本都市計画学会全国大会が、岩手大学で開催されました。全国から実質 500 位集まりまして、都市計画に関わる大変大きな学会を終えました。1951 年、戦後間もない頃、国土を開発して、都市を作っていく、そういう時期に立ち上がった学会でして、70 数年の歴史を持っていることとなります。その当時の立ち上げ時期に副会長をされていた石川 栄耀という都市計画家として非常に著名な方がおられます。その方はこの盛岡の旧制中学、今の盛岡一高で過ごされて、その後東京へ行きまして、歌舞伎町の名づけ親とも言われておりますし、名古屋の都市計画を大きく前進させたことで知られております。そうした歴史のあるところでもあり、今の都市計画の中にも、盛岡或いは地方の都市計画が色濃く反映されておりますし、都市計画自体、非常に幅広いものになっております。

本日は法定審議会ということで、多少固い内容もございますが、そうした人の生活に繋がっていく都市計画の基礎でありますので、是非皆さんの忌憚のない御意見をいただきながら、しっかりと進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

ありがとうございました。それでは議事に移りますが、議事の進行につきましては、当審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長が議長となることとされておりますので、南会長には以後の議事進行についてお願いいたします。

○会長

はい。それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づきまして、原則公開することとしています。

案件によりましては、例外的に非公開とする場合がございますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。以上でございます。

○会長

はい。それでは、本日の会議は、ただ今御説明がございましたように、全面公開としたいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

それでは、本日の議案審議に入ります。

議案第1号「岩手県都市計画審議会規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号「岩手県都市計画審議会規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

改正案文は議案書2ページから4ページまでのとおりでございますが、説明にあたりましては議案書5ページからの、説明資料で進めていきますので、よろしくお願いたします。

初めに、1の改正の理由について御説明いたします。

岩手県都市計画審議会が招集された場合、従来は対面方式による会議を開催していたところですが、昨今はWeb会議を実施するための環境が各所で整備されていることや、今後においても感染症の流行により外出自粛が要請された場合や、その他対面方式による会議への出席が困難となる事情が発生した場合を想定した制度の整備が必要と見込まれることを踏まえまして、当審議会においてもWeb会議システムを利用した会議の開催に対応するため、岩手県都市計画審議会規則の一部を改正するものです。

次に、2の改正の概要について御説明いたします。

本規則は、岩手県都市計画審議会条例第9条の「この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、審議会にはかつて会長が定める」との規定により会議運営に必要な事項を定めているものです。

現行の本規則においては、Web会議システムを利用した会議の開催にあたっての規定が特段定められていないことから、(1)から(3)までの事項について本規則の一部改正を行うものです。

まず(1)、第2条関係についてですが、Web会議システムを利用した会議に対応するため、参集方法を「開催場所に参集」としていたものを、単に「出席」と改めるものです。

次に(2)についてですが、第5条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第5条を加えるものです。第5条の内容といたしましては、第1項として、Web会議システムを利用して会議に出席できること。第2項として、Web会議システムによる出席又は議事の表決は、対面方式と同様に取り扱うこと。第3項として、ネットワークの不調により映像

のみならず音声を送受信できなくなった場合に退席したものとみなすこと。第4項として、Web会議システムで出席する際の周辺環境について示すこと。第5項として、非公開で行われる場合の会議の視聴について示すこと。これらについて、それぞれ定めるものです。

最後に(3)、第12条関係についてですが、常務委員会についても、Web会議システムを利用した会議に対応するため、読み替え規定を改めるものです。施行期日は、本日、令和5年11月14日から施行となります。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○会長

それでは、ただ今御説明のございました議案第1号について、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

○会長

よろしいでしょうか。御質問がないようですので、採決にうつります。
それでは議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

はい。それでは、原案のとおり、可決確定いたします。

次に、議案第2号に先立ちまして、三宅委員より、Web会議システムを利用した会議への出席について申出がありました。

ただ今改正しました岩手県都市計画審議会規則第5条第1項の規定に基づきまして、これを必要と認めます。それでは、事務局は準備をお願いします。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

大変お待たせしました。三宅委員とのWeb会議システムの準備が整いましたのでお知らせします。

なお、委員の皆様にございます。事務局でも事前に調整を行ってはおりますが、会場内のマイクと会議システム用のスピーカー間で、ハウリングが生じる場合がございます。その際には、大変恐縮ではございますが、マイクのスイッチをオフにしまして、普段より大きめの声で御発言いただくようお願いいたします。それでは、三宅委員もよろしくようお願いいたします。

○会長

それでは、議事に戻ります。議案第2号「産業廃棄物処理施設（釜石市）の敷地の位置について」を審議いたします。事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

議案第2号「産業廃棄物処理施設（釜石市）の敷地の位置について」御説明いたします。便宜、パワーポイントを使って画面にて説明させていただきます。画面は、議案書の7ページと8ページに関する内容を示しています。

まずは画面を御覧ください。産業廃棄物処理施設については、建築基準法第51条の規定によって、都市計画にその敷地の位置が決定されているものでなければ、原則として建築することができません。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。

今般、釜石市大字平田の工業専用地域において、産業廃棄物処理施設を設ける旨の申請があり、これを許可しようとするために付議するものであります。

画面下の表の備考欄をご覧ください。本施設で処理を行うのは、①～⑧までの廃棄物となります。ここでは①の処理能力のみ抜粋しておりますが、廃プラスチックの破碎については、一次破碎機処理能力87.84 t/日、二次破碎機処理能力、11.14 t/日であります。議案書8ページ下段の理由の欄にも記載してございます。申請者の岩手資源循環株式会社は、事業者から排出される産業廃棄物の廃プラスチック等の再資源化を目指す産業廃棄物処理施設を平田地区に計画しているものであります。

なお、本廃棄物処理施設は、産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設の両方を兼ねた施設であり、このうち一般廃棄物処理施設につきましては、釜石市都市計画審議会に付議し承認をいただいているものです。したがって、本審議会では、産業廃棄物処理施設を中心に御説明させていただきますので、御了承願います。

画面を御覧ください。具体の作業内容といたしましては、事業者から排出される産業廃棄物を破碎処理するものでございます。破碎処理後、再生燃料や再生原料としたものについては売却し、それ以外のものについては破碎処理後に再委託いたします。なお、廃棄物の処理には、水を使用しないため、作業による排水は生じません。

敷地の位置についてですが、画面、又は議案書の9ページを御覧ください。計画位置といたしましては、釜石市の中心部、釜石市役所やJR釜石駅が位置している地区から南東に約6キロメートル、国道45号線から東に約1.5キロメートルの場所に位置している赤字で計画位置と示している敷地であります。計画敷地は、岩手沿岸南部クリーンセンターの敷地に近接しており、クリーンセンターに対して道路を挟んで南側の位置になります。

画面を御覧ください。次に、この案件を都市計画審議会に付議する根拠ですが、画面に建築基準法第51条の条文を示しております。建築基準法第51条においては、ごみ焼

却場やその他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないこととされています。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会、または都市計画に定めるべき者が市町村の場合は当該市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない、とされています。

申請の施設が 51 条の条文中、※①の「その他政令で定める処理施設」に該当することについて、※②の「都市計画を定める者」について、次に説明いたします。

画面を御覧ください。「その他政令で定める処理施設」は建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 1 項第一号に規定があり、「廃棄物処理法施行令第 5 条第 1 項に掲げるごみ処理施設」としてあります。廃棄物処理法施行令第 5 条第 1 項では、「一日当たりの処理能力が五トン以上のごみ処理施設」とありますので、本申請における破砕を行う施設は「その他の施設」に該当します。

次に、「都市計画を定める者」についてですが、都市計画法第 15 条第 1 項第 5 号の規定により、「一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに関する都市計画」は都道府県が、それ以外は市町村が定めることとなります。都市計画法施行令第 9 条に「政令で定めるもの」が規定されており、同条第 2 項第 8 号に「産業廃棄物処理施設」が規定されています。したがって、産業廃棄物処理施設については、県が定めることとなり、建築基準法第 51 条に基づきただし書許可に際して付議する都市計画審議会も当該都道府県都市計画審議会となるものです。

次に、「提案内容」についてですが、議案書の 15 ページを御覧願います。

1 の申請者は、岩手資源循環株式会社、代表取締役 谷 博之。

2 の敷地の位置ですが、釜石市大字平田第 3 地割 81 番 5、用途地域は工業専用地域、敷地面積は 8,122.16 m²です。

3 の廃棄物処理施設の概要ですが、産業廃棄物の処理対象廃棄物は、①～⑧の廃棄物となります。施設の稼働時間は、8時から17時まで、1日あたり実稼働8時間、となります。

4 の建築物の概要ですが、敷地内の建築物は、2棟計画されています。うち、今回許可対象施設となるのは工場棟で、1,497.21 m²の膜構造平屋建てでございます。そのほかに事務所棟が計画されています。

5 の申請理由は、沿岸部の各自治体が検討している家庭から出る一般廃棄物の廃プラスチック及び産業廃棄物としての廃プラスチック等の再資源化を目指す廃棄物処理施設を計画するためでございます。

議案書の 16 ページを御覧ください。

6 の審査意見の(1)建築基準法第 51 条のただし書き許可で扱う理由ですが、産業廃棄物処理施設の都市計画決定につきましては、長期的見通しの下で、社会情勢の変化等

を勘案しながら、都市において必要な施設を定めるものであり、高い公益性や一定の継続性が担保される必要がありますが、今回の施設については、民間企業が経済活動として実施するものであり、都市計画決定により位置を決めるには至らないものと判断し、建築基準法第 51 条のただし書き許可として取り扱うものとして都市計画審議会に付議したものでございます。(2)の処理施設の計画についてですが、計画敷地面積は 8,122.16 m²で、計画建ぺい率は 21.56%と、十分な空地を確保しています。駐車用地については、乗用車 26 台分、大型車 3 台分のスペースを確保しており、駐車や資材の搬出入には、特に支障がない状況です。市道に面した敷地の北側及び西側に植栽を施し、周辺環境との調和を図っております。申請建築物の隣地境界線からの離れについては、最も近接している部分で 5.73m となっております、余裕を持った計画となっております。

画面を御覧ください。処理の流れについてですが、まず、工場内に各廃棄物が搬入され、図の右上と下に示していますが、処理前の保管場所に貯められます。これを、図の真ん中の土間で選別を行い廃棄物毎に、図の右上の赤で示しておりますが、一次破碎処理を行い、また廃プラスチックに限っては、二次破碎処理まで行い破碎処理後の保管場所で保管の後、再生原料や再生燃料として売却又は別の事業者へ処理を再委託します。

次に、議案書の 17 ページを御覧願います。(3)環境及び公害についてですが、①の発生交通量は、1 日約 50 台分の交通量が見込まれる一方、搬出入経路として計画されている国道 45 号線の交通量は 1 日約 16,170 台であり、周辺交通量への影響は少ないと判断されます。

次に②についてであります。敷地内の雨水排水については、側溝に集水し基本的には地下浸透させる計画ですが、集水量を超えた分のみ道路側溝に放流します。洗車の排水と事務所棟からの事業排水は、油水分離槽兼沈殿槽を通して公共樹に接続します。また、放流水の水質検査を年に 1 回実施する計画です。なお、廃棄物の処理に伴う排水は生じません。

③についてですが、騒音については、規制法の対象地域であり、騒音規制法に基づく第 4 種区域、振動については、規制法の対象外区域ですが、振動規制法に基づく第 2 種区域の基準値を管理目標値として設定しています。なお、予想騒音値及び振動値は、ともに管理目標値以下となっており、目標をクリアする計画となっております。

④についてですが、大気汚染及び臭気については、ばい煙や特定粉じんを発生させる設備はございません。また、処理方法は、破碎であり、基本的に臭気が発生するものではありませんが、万が一臭気が発生しても廃棄物は屋内に保管するため、周辺への影響は少ないと考えられます。

画面を御覧ください。これは、循環型社会の形成に関する条例第 24 条第 3 項の規定に基づいて、周辺居住者等へ説明を行った範囲を示しているものでございます。なお、許可の判断の目安として、昭和 35 年に建設省が作成した「計画標準(案)」を用いて検討を行いましたが、関係する諸条件に対して、適合性を確認しています。こちらの資料

としましては議案書の 19 ページに添付しております。

議案書の 18 ページを御覧ください。(4)の関係機関の意見等についてですが、関係機関から支障ない旨の回答や消防同意も得ております。

以上のことから、当該申請敷地は、土地利用上適切な立地と認められ、都市計画上支障がないものと判断したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

はい。それではただ今説明のございました議案第 2 号につきまして、御意見、御質問等
はございますでしょうか。

○委員

参考までに教えていただきたいのですが、19 ページの一番最後に検討結果に関わる計画基準案に基づいてということで、付近 300m以内に学校、病院、住宅群または公園がないこととある中のひとつで、大学があるけれども支障がないと判断したということですが、大学は岩手大学釜石キャンパスということでよろしいでしょうか。そして、こちらは大体どういった学生さんや先生方などが利用するのか、利用の割合を教えてくださいと思います。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

該当する学校施設については、岩手大学の釜石キャンパスでございます。こちらの大学施設については、学校教育法上の学校には該当しますが、一般の講義を行う施設とは異なりまして、研究施設としての性格が濃いものとなっております。こちらに在籍します学生は 3 学年後期から 4 年生が主でございます、学生数が約 30 名となっております。

○委員

ありがとうございます。学生さんは頻繁に利用するような場所なのでしょうか。わからないので教えてください。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

通常の研究活動には利用する施設と聞いております。頻度については詳しいところは把握できておりません。

○委員

ありがとうございます。大学には理解を得ている為支障ないと判断したということで

すが、学校等がないこととありましたので、そういった所が気になりましたし、学校との協議はしているのですが、学生自身は協議の場に入っていないのでしょうから、こういう施設ができるということで、了解はしましたが、このような計画標準があっても、例えばその施設の方との協議があれば、通すことがこれまでも基本的にはあったということなののでしょうか。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

まず、この計画標準についてですが、建設省が昭和 35 年に制定したもので、現在は廃止されているものでございます。したがって、県としてはこの基準を参考にして判断したという位置づけでございます。

施設の計画というものは、設置する施設の規模や周辺の地形など、その条件は案件ごとに異なりますので、このようなことからその都度、計画標準をベースとして個別に審査を行っているということでございます。今回は学校施設に対して、施設設置に伴う騒音、振動の影響は増加しないという事を含めて支障が無いと判断したものです。

○委員

破砕処理をしたものを再委託して外に出すのだと思いますが、その再委託先が決まっているのかと、また外に出されるのなら搬出の車両が出入りするはずで、その交通量が仮定交通量に入っているのかいないのか、その辺がどうなっているのか教えていただきたいです。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

ただ今確認していますので、後程、御回答させていただきます。

○委員

私は釜石が地元なものですから、この土地は製鉄産業で、鉄を製鉄する時の作業で鉄鉱石を燃やした後の灰を長年 100 年に渡りこの場所に埋め立てしてできあがった 17 万坪にのぼる敷地です。ここでは以前、三陸・海の博覧会が開催され、その後この計画地の北側にゴミ焼却施設がございまして、ここは広域ごみ処理ということで、大船渡とか、近隣のゴミ処理もしている施設でございます。そこに隣接するこの計画が開発等の再資源化ということで、非常に循環型社会に大いに寄与する計画でもあるので、釜石に住んでいる立場の人間として見ても、非常に良い計画だなという印象を持ちました。是非、これは積極的に進めていただきたいと思います。

○委員

確認をしたいのですが、11 ページの配置図を見てなのですが、今回の計画の敷地はど

の範囲までにあたるのでしょうか。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

11 ページの配置図での計画範囲ということですが、植栽のエリアが表示されていると思いますが、北側と西側が道路と施設の境界、南側と東側の植栽部分が施設との境界となります。

○委員

ありがとうございます。そうすると、舗装有りというところとなしというところがあり、舗装なしの部分は敷地に入らないということなののでしょうか。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

舗装なしの部分も敷地に含まれます。左側、東側に植栽の絵が記載されておりますが、左側の境界のラインはこちらになります。

○委員

そうすると、17 ページに廃棄物は屋内に保管する計画とありますが、敷地が大きいのかと思ひまして、舗装なしの部分の敷地の使い方は何か計画があるのでしょうか。

○申請者職員

先ほどの件で少し御説明させていただきます。今回アスファルト舗装しない理由が2点ありまして、まず1つ目は、今回、土地を含めた一体が土壤汚染指定地域になっているということです。今回の工事計画の中でこの土地から実際に土壤汚染物質が出たわけではないのですが、指定された地域ですので、工事で発生した土を外に出さない計画で、事業計画をさせていただいております。未利用地に工事で余った土を寄せまして、その上に防水シートで覆う形で土壤汚染対策の工事計画としております。2つ目に本事業は6年の秋ごろからスタートする計画ですが、事業が軌道に乗りましたら次の計画がございまして、新たな施設を建設する計画もございまして、そういった際に利用したい土地と認識しております。当社としましてはそういった観点から、すごく時間が空くような計画ではございませんので、弊社としてはこれが一番良い方法と認識しているものです。

○委員

基本的な所を教えてください。この地域の色塗りがあり、工業地域ということですが、隣接するところはピンクの色で、凡例表示がなかったのですが、ここは準工業地域ということでしょうか。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

準工業地域でございます。

○委員

そもそもこの土地は県の所有でよろしいでしょうか。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

民間企業の所有と聞いております。

○委員

民有地ということですね。そうなるとその所有者に土地を借りて、事業を行うということでもよろしいでしょうか。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

はい、そのような計画でございます。

○委員

そうしますと、事業規模はどのくらいなのでしょう。借りるお金も含めまして、全体計画としますと、公表できるかどうかわかりませんが、お聞きしたいと思います。

○申請者職員

はい、御回答させていただきます。約10億で今回計画しております。

○委員

先ほど令和6年から計画をスタートするとお聞きしましたが、完成竣工して供用開始、稼働するのはいつ頃を予定されているのでしょうか。

○申請者職員

令和6年11月を計画しております。

○委員

先ほど、キャンパスの話がございまして、車両が50台程度予想されるということで、おそらくキャンパスの学生と道路の緑の所を共用することになると思うのですが、キャンパスはおそらく水産関係の研究施設とお話がありましたが、その理解でよろしいでしょうか。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

水産関係の研究施設でございます。

○委員

それでは、学生と今回の施設と接する道路を共有し、事業に関する車両と同じ道路を
行き来することになりますね。それとこの図で円を描いてますが、何を表しているの
でしょうか。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

この円は敷地の四隅から半径 300 メートルを描いております。この範囲において住民
説明を今回行っているものです。先ほども説明しましたが、議案書 19 ページの計画標
準の中の一番下の項目にある範囲でもあります。

○委員

ありがとうございます。最後にここは海に面しているということで、他の法令との規
制のかかっているエリアではないという理解でよろしいでしょうか。漁港法とか港湾法
とかですね。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

かかっておりません。

○委員

ありがとうございました。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

先ほど確認中でした御質問に回答いたします。破碎処理をしたものを再委託して外に
出す際の委託先が決まっているのかとありました。これについては決定しております。
それと搬出する車両ですが、想定している車両数に含まれております。

○委員

参考までに教えていただきたいのですが、16 ページに敷地内の緑化とありますが、こ
ういった施設を作る時に緑化をしなければいけないとかそういった事も規定としてあ
るのかどうか、緑化ということについて自主的にやっただけのことなのか参考まで
に教えていただきたいと思えます。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

景観条例において努力義務としております。

○委員

土壌汚染というお話がございましたが、土壌汚染の物質は特に何があるのでしょうか。

○申請者職員

先ほども申し上げましたとおり、弊社の計画地から出たものではないのですが、この辺一帯が同じ所有者の敷地ということで、その中の一部からフッ素と鉛が当時検出されたと地歴が残っておりました。そのことから出る可能性があるのではないかとということで、指定地域として認定をいただいて、そこから出す土に関しては全て土壌汚染土として処分するという条件のもとで工事計画をしたものです。

○委員

搬入されます大型トラックは、1日あたり50台とありましたが、搬入される時間帯などは想定できるのでしょうか。直接計画には関係ない事でしょうが、現状決まっていなければ、例えば、朝の通学時間帯は避けるとか、交通の円滑や安全にある程度配慮していただいて、巻き込みの事故を防止するとかそのような安全対策的な事についても今後、御配慮していただきたいと思います。もし今お答えできるならお伺いしたいです。

○申請者職員

全てお答えはできない状況ですが、大学の学生の方は事前に車で通われる方が多いということ調べさせていただきました。そこを除きまして、通勤通学される通路ではまづはないということ。それと国道45号線沿いに幼稚園や小学校がある事は弊社でも認識しておりますが、今のところ弊社の真向かいにございますクリーンセンターゴミ処理場の搬入時間帯等も考慮のご相談も受けておりますので、なるべく渋滞や、過度に車両が多くならないように配慮は考えておりますが、如何せん我々に持ち込まれる方も民間の方でございますので、可能な限りそういった声が地域の方であるようでしたら積極的に対処していきたいと考えております。

○委員

確認ですが、1日50台という車両で、廃棄物も県内だけではなく、他県からも受け入れるのでしょうか。

○申請者職員

まず車両ですが、ここに記載されたものは大型車となっているのですが、基本的には

地域の方で、我々が想定しておりますのが、漁業関係の方々や建築関係の建設や解体事業をされているような方々から荷物を受ける予定です。車両の大きさとしては2 t車から中型の8 t位の車が多いと認識しております。産業廃棄物については、今のところ県外から持ち込む計画はしておりません。一般廃棄物の、各自治体と分別した資源プラスチックについては宮城県の一部の自治体からも要請を受けておりますので、一般廃棄物のプラスチックについては弊社の大型パッカー車で輸送を行う計画としております。その際は1日1台程度の輸送計画ですので、台数が過度に増えるということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○委員

10 tクラスの大きなトラックではないということでしょうか。

○申請者職員

そうですね。

○委員

中型車なんですね。将来的には大きなトラックが入ってくる可能性はあるのでしょうか。

○申請者職員

おそらくないとは思いますが、各事業者がお持ちの車両を見ておりますと中型車までが圧倒的に多いのかなという印象です。

○委員

ひとつだけお願いしたいことがあるのですが、非常に産廃ゴミとかを運搬する事業者の方は非常にやんちゃな事業者が多くて、積めるだけ積んでいこうとかそういったことについては、処理する側とか皆様方も、交通関係のコンプライアンスは守っていただくということを少し見ながらお願いしたいと思います。

○会長

はい、その他いかがでしょうか。たくさんの御要望もはいつておりましたが、御意見等その他よろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。

それでは、議案第2号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案のとおり可決確定いたします。

以上で予定された議事を終了しました。事務局へ進行をお返しします。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

ありがとうございました。

次回の審議会につきましては来年の2月頃の開催を予定しております。詳細の日程等につきましては、別途お知らせいたします。

以上をもちまして、第196回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。